

# 最近寄せられた『よくある質問』集――その31――

問一 当社では、2か月の短期契約を結んだ労働者が採用後2週間経つて業務が全くできなかった

答一 労働基準法（以下「法」といいます）21条では、法20条の解雇手続き（30日以上前に予告するか、30日分以上の平均賃金の解雇予告手当を支払う）を適用しない労働者を挙げ、「2か月以内の期間を定めて使用される者（契約期間を超えて引き続き使用される場合を除く）」もその一つですから、ご質問の場合、法に基づく解雇予告手当の支払い義務はありません。

問二 当社では、解雇理由証明書について、解雇を通告したところ、その労働者から解雇予告手当と解雇理由証明書の請求がありました。これに応じなければならぬのでしょうか。

質問に答えます

このため、ご質問のように、法21条における解雇の予告日から解雇の日までの間ににおいて、使用者に対し当該証明書の交付を請求した際に交付義務が発生することになります。

このため、ご質問のように、法21条における解雇の予告が義務付けられていない場合においては、次に、解雇理由証明書については、解雇を予告された労働者が、当該解雇の予告がなされた日から解雇の日までの間ににおいて、使用者に対しても、当該解雇の予告は法20条によって使用者に義務付けられた解雇の予告ではありません。この期間は休業手当を支払う予定ですが、平均賃金の算定に当たつて半日休業をした日の賃金を算定基礎に入れるのでしょうか。

答二 使用者の責に帰すべき事由による休業を行った場合、法26条に基づいて、労働者が、当該解雇の予告をされた日から解雇の日までの間ににおいて解雇理由証明書の交付を

書の交付義務は発生しません。ここで、平均賃金とは法12条の平均賃金（過去3ヶ月間に支払われた賃金総額を曆日数で除したもの）ですが、同条3項では、「使用者の責に帰して、当該解雇の理由について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない」と規定していますので、法20条1項における解雇の予告日から解雇の日までの間ににおいて、使用者に対し当該証明書の交付を請求した際に交付義務が発生することになります。

10・22基発112200

の休業手当を支払わなければなりません。ここで、平均賃金とは法12条の平均賃金（過去3ヶ月間に支払われた賃金総額を曆日数で除したもの）ですが、同条3項では、「使用者の責に帰して、当該解雇の理由について証明書の交付請求があつたわけですから、退職後遅滞なく使用者は、遅滞なくこれを交付しなければなりませんので、その日数及びその期間中の賃金を算定すべき期間及び賃金の総額から控除する」とされています。

そして、ご質問の一一部業があつた場合の取扱いについて解釈例規では「一部休業があつた場合は、その日の労働に対しても支払われた賃金が平均賃金の60%を超えると否とに拘らず、その日を休業日とみなしその日及びその日の賃金を全額控除する」（昭25・8・28基収第2397号）とされていますので、一部休業日も全休日と同様、平均賃金の算定基礎から除外されることになります。

60%以上